各 都道府県 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課福祉サービス係 訪問サービス係

強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修等のカリキュラムの 見直しについて

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修等のカリキュラムの見直しについては、平成31年3月7日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議において、追ってお示しする予定としていましたが、下記のとおり詳細をお示しいたします。

記

1 強度行動障害支援者養成研修のカリキュラムの見直しについて

強度行動障害支援者養成研修のカリキュラムについては、平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において、研修カリキュラム案が示されており、事業実施法人である独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園のホームページに掲載されました。

当該研修カリキュラム案を踏まえ、今後、「強度行動障害支援者養成研修事業の 実施について(運営要領)」(平成29年8月3日障発0803第1号厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。)の改正を予定しています。

また、改正後の運営要領は、令和2年4月施行を予定していますが、カリキュラムの周知期間を確保する観点から、施行後も一定期間は現行の運営要領による研修 を実施しても差し支えない取扱いとする経過措置を設けることを検討しています。

2 行動援護従業者養成研修等のカリキュラムの見直しについて

強度行動障害支援者養成研修カリキュラムの見直しに伴う行動援護従業者養成 研修及び重度訪問介護従業者養成研修のカリキュラム(以下「カリキュラム」とい う。)の見直しについては、本年 11 月頃に指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。)を改正する予定です。

なお、改正後の告示に基づくカリキュラムの施行時期は令和2年4月1日を予定していますが、周知期間を確保する観点等から、施行後も一定期間は現行の告示に基づくカリキュラムによる研修を実施しても差し支えない取扱いとする経過措置を設けることを検討しています。

【参考:独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園のホームページ】 https://www.nozomi.go.jp/investigation/pdf/report/03/H30-1.pdf